

農地中間管理事業による農地の貸し借りについて

○ 手続きの流れ

農地中間管理事業による貸借では、申込みを受けて市が農用地利用集積等促進計画書（集積）（配分）（案）を作成します。

- 1 貸し手と借り手で契約内容について合意。
- 2 契約に必要な情報を申込用紙に記入し、市農林課まで提出。
 - ・ 申込用紙は窓口もしくは小矢部市 HP にてダウンロードできます。
 - ※ 契約開始日についてはご希望に添えない場合もあります。
- 3 市が農用地利用集積等促進計画書（集積）（配分）（案）を作成し、提出が必要な書類を借り手に発送。
 - ・ 送付する書類
（借り手分）農用地利用集積等促進計画書（配分）（案）、法令の遵守の状況（別紙）
（貸し手分）農用地利用集積等促進計画書（集積）（案）、口座振込依頼書（有償の賃貸借の場合）
※ 書類の発送までに、件数や内容により 1 週間程度かかる場合があります。
※ 貸し手の方が遠方にお住まい等の場合は、市から直接貸し手に送付することもできますのでご相談ください。
- 4 市から届いた書類に押印、必要事項を記入し、提出期限までに市農林課へ提出。
- 5 契約の認可後、契約書の控えを市から貸し手と借り手に発送。（契約開始日の翌月中旬頃）

○ スケジュール

※契約開始日は、各月の 月末のみになります。

※ 8・9・10 月開始の契約は 原則不可となっています。

※契約の終了日は任意に決める ことができます。（原則 3 年以上）

※農地所有者の死亡や口座の解約等により、登録口座の変更が必要となった場合 には、手続きが必要です。市農林課までご連絡ください。

項目	4 月 配分	5 月 配分	6 月 配分	7 月 配分	11 月 配分	12 月 配分	1 月 配分	2 月 配分	3 月 配分
利用権 設定日	4 月 30 日	5 月 31 日	6 月 30 日	7 月 31 日	11 月 30 日	12 月 31 日	1 月 31 日	2 月 28 日	3 月 31 日

※農用地利用集積等促進計画書等の提出期限は原則利用権設定日の前月 10 日までとしますが、難しい場合はご相談ください。

（例：3 月 31 日利用権設定日→提出期限 2 月 10 日）

担当 小矢部市担い手育成総合支援協議会（小矢部市農林課・農業委員会事務局内）

TEL 0766-67-1760（内線 412）